慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	フランソワ・ケネーにおける土地問題
Sub Title	Le problème agraire dans le système de François Quesnay
Author	小池, 基之
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1986
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.79, No.1 (1986. 4) ,p.33- 57
JaLC DOI	10.14991/001.19860401-0033
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19860401-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フランソワ・ケネーにおける土地問題

小　池　基　之

1。「構成体」(œconomie) の「自然的秩序」

(1)。フランス社会の18世紀は，一面において「危機」の深化の過程であったが，同時に，国民の知的活動が，政治的混乱や軍事的敗退を償ってあまりあるものがあったことを看過するわけにはいかない。いうなれば，このような活動を一層刺戟したものこそが，一般的な「危機」意識であったのである。この点からすれば，それは「フランス史における最も豊饒な時代」[(1)]であった。モルネ (Daniel Mornet) にしたがって，1748年を明確に一時期を劃するものとすれば，宗教に関しては，理神論者かさもなければ無神論者に属する人々が，その意見を異常な用心を以て，あるいは内密の著作のうちに表明し，政治に関しては，極狭い範囲のなかで，しかも絶対王政のなんらかの調整を企図するに止まった1747年にいたる時期，オーストリア継承戦争末期の段階に対して，1748年以降は，まさに「決定的衝撃」(la lutte décisive) の段階[(2)]であった。モンテスキューの『法の精神』が1748年に公刊される。1749年にはビュフォンの『博物誌』第1巻が，1751年6月にはディドロおよびダランベールの『百科全書』第1巻が刊行される。そしてその前年1750年，テュルゴーはソルボンヌで，人類の進歩につれての歴史的発展段階に関する講義を行い[(3)]，1754年には寛容 (tolérance) に関する注目すべき書簡を書いている。ヴォルテールは1755年に自由に関する書簡詩 (L'Epître à la Liberté)，1756年『習俗論』，1759年に『カンディド』を発表する。そして，1758—59年にはケネーの『経済表』が印行される。1761—62年にはルソーの3つの主要な著作，『新エロイーズ』，『エミール』，『社会契約論』が，旧社会，アンシァン・レジームの只中に，酵母として投げこまれた。

しかし，これに先立つ，1734年のヴォルテールの『哲学書簡』は，「モンテスキューの『ペルシャ人の手紙』(1721年) と共に，フランスにおけるアンシァン・レジームの愚昧と迷妄とに対する進

注 (1) J. J. Clamageran, *Histoire de l'impôt en France*, Tome III, Paris, 1876, p. 291.
(2) Daniel Mornet, *Les origines intellecluelles de le Révolution Française*, 1715-1787, Paris, 1933, p. 2, pp. 67-68, pp. 71 ff.
(3) Ronald L. Meek, *Smith, Marx and after—Ten Essays in the Development of Economic Thought—*, London, 1977, pp. 18 ff.

歩的な「哲学者」たちのイデオロギー的闘争——いわゆる啓蒙運動の火蓋を切った最も輝かしい不滅の思想史的記念碑[4]」であった。モンテスキューにとって，人間の歴史において唯一の重要な事柄は理性を働かすことである。理性が明らかに真であることを証明する事柄のみが真である。かれは，伝承であり教義であるが故にのみ真であり，神聖でさえあるとされるこれらの真理を嘲笑するのである[5]。そしてヴォルテール——『哲学書簡』のなかではイギリスの理神論者達には一言も触れないという点で，慎重な理神論者であったヴォルテール——は，「どんな場合にも，繰返し繰返し，かつきわめて明瞭に，譫言をいうに忙しい神学者や，怠け者の修道士達や，他人には苛酷でありながら自分には寛大である司祭達，われわれには眼を閉じて信ずることを強要し，精神を屈辱的な奴隷の状態にむりやりに陥しいれるすべての人々に対して，その思うところを歯に衣をきせずして述べるのである。そしてこれらのすべての人々に対して，かれは，理性を働かせ，観察し，実験することのみを欲する人々の偉大さ，ベーコン，ロック，ニュートンのような人々を，昂然と対峙させるのである[6]。」かくて，ヴォルテールを通じて，ニュートンの自然科学的方法論，ロックの感覚論的認識論が紹介され，実験的経験主義が，デカルト的合理論にかかわるものとして，フランスに移植される。

ケネーは1749年ヴェルサイユにうつり，51年科学アカデミー（Académie des Sciences）および英国学士院（Royal Society）の会員に選ばれ，52年授爵状をうけている。そして53年の頃にはディドロとあっており，またポンパドゥル夫人を介してビュフォンと知りあっている。かれの新しい友人には農学者の仲間，とくにル・ロア（Le Roy），ビュトレ（Butré），パテュロ（Patullo）等がおり，また有力な自由主義者・通商監督官ヴァンサン・ドゥ・グルネ（Vincent de Gourney）を取りまく改良派官僚グループのメンバー達がいた。ケネーは科学アカデミーを通じて，あるいはディドロを通じて，ダランベールと，他方で「哲学者」批判者エルヴェンウスやコンディヤックと交渉をもっていたが，ケネー自身は『百科全書』の寄稿者として，「哲学者」の主張に共鳴するところが大であったのであり[7]，また，フォントネル（Bernard Le Bovier de Fontenelle）を読み，モーペルテュイ（Pierre Louis Moreau de Maupertuis）を読み，ラ・メトリー（Jullien Offroy de La Mettrie）を読み，ヴォルテールを読んだ。しかしながら，すでにかれが医学に専念しはじめた頃から多大の関心を寄せるところであったマールブランシュ（Nicolas de Malebranche）の『真理の探究』（*La recherch de la verité*, 1674—1675, édition definitive, 1712）は，かれのうちに形而上学研究の意欲を喚び起すこと大なるものがあったのである[8]。かれの『動物の構成体に関する自然学的試論』（*Essai*

注（4）『哲学書簡—イギリス書簡—』（岩波文庫）林達夫あとがき 293頁。
（5）D. Mornet *op. cit.*, p. 33.
（6）*ibid.*, pp. 29-30.
（7）Elizabeth Fox-Genovese, *The Origins of Physiocracy, Economic Revolution and Social Order in Eighteenth Century France*, Ithaca and London, 1976, pp. 76-77.

Physique sur l'Œconomie Animale) にはしばしばマールブランシュが議論の中心に据えられ，ロックとの比較が論じられているのである。[9] そしてかれがニュートンを識ったのは，ヴォルテールによるよりは，まずブールハーフェ（Hermann Boerhaave）の著書を通じてであり，これらを以てすれば，「かれの基礎的な知的展望を形成したのは，1750年（すなわちかれのヴェルサイユ時代）というよりは，（医学に志を立てた）1715—20年の思索の脈絡においてであった」[10] というべきであろう。ケネーはブールハーフェについて直接学んだわけではないが，その強い影響のもとにあったことは，前掲『動物の構成体に関する自然学的試論』第2版（1747年）の巻頭にかかげられた「医学における経験と理論に関する序説」（Discours Préliminaire sur l'Expérience et la Théorie en Médicine）にブールハーフェに関して述べている点からも，うかがわれるところであろう。[11] ブールハーフェの立場は医学に新しく登場してきた経験主義的な方法に立つものであった。

1743年ケネーは『王立外科医学アカデミー紀要』（Mémoire de l'Académie Royale de Chirurgie）第1巻に寄せた「序文」（Préface）のなかで，つぎのようにのべている。「われわれの医術（art）を豊かなものとする真理の流れ出る源泉は2つある。すなわち，観察（observation）と実験自然学（physique expérimentale）がそれである。／この二つの援助の必要なことは容易に証明される。自然はわれわれの眼には漠然としてしか見えない。そこでわれわれはその運行を綿密に検討し，その屈曲を限なく追求し，そしてその結果を観察しなければならない。／しかし観察においては，精神は単なる傍観者（spectateur）にすぎない。かれは唯外面しかみない。自然学的実験の助けを藉りて自然の感覚しうる根源にいたるまではいりこむように努めねばならない。すなわち，自然に先廻りをし，自然に問いかけ，自然をして余儀なく自らを露わすようにしなければならない。[12]」この過程は，

注（8）G. Schelle, *Le docteur Quesnay, chirurgien, médecin de Mme de Pompadeur et de Louis XV, Physiocrate*, Paris, 1907, p. 18.

（9）François Quesnay, *Essai Physique sur l'Œconomie Animal*, 2e éd., Tome Troisième, Paris, 1747, pp. 249-253.（ここにいう "œconomie" は "emsemble des parties qui constituent l'homme ou les animaux: l'emsemble des lois qui régissent l'organisation des animaux et des végétaux" (Littré) の意であることは明らかである。）

（10）E. Fox-Genovese, *op. cit.*, p. 81. なおフォクス-ジェノヴェーズは，ここで，ケネーがデカルトに最初にめぐりあったのはトマ（Thomas）を通じてであるとし，それを「のちに原典や注解を読むことになるとはいえ，かれの基礎的な知的展望を形成したのは1715—20年の思索の脈絡においてであった」ことの一挙証としている。しかしそれがトマの『デカルト讃』（Antoine-Léonard Thomas, *Éloge de Descartes*）を指すものである（*ibid.*, p. 78および p. 325を見よ）とすれば，トマの『デカルト讃』なるものは1732年以前には書かれることはないといわざるをえない。Antoine-Léonard Thomas は1732年に生れ，1785年に死去しているからである。そして *Elage de Descartes* はおそらく1765年に書かれたものの如くである。（*Larousse du XXe siècle*, Vol. 6, p. 684）。そして，フランス・アカデミーは1760年から1770年にいたる10年間に14回の選挙を行い，そのうち9回が哲学者達をアカデミーに加入させたが，その課題とされたシュリーやデカルトへの讃辞においてトマ（Antoine-Léonard Thomas）の諸論文はかれに輝くばかりの名声をあたえ，アカデミー入りを果たさせた。しかし「それは形式からいえば，粗末な美辞麗句にすぎなかった」とモルネは書いているところである。（D. Mornet, *op. cit.*, p. 125）

おそらくケネーはトマを，その『シュリー讃』をも含めて，読んだことであろうが，ケネーはそれによってデカルトを知ったのではなく，それはすでにデカルトについて十分な知識を得たうえでのことであったであろう。

（11）F. Quesnay, *Essai Physique*, 2e éd., Tome Premier, Paris, 1747, p. xciv.

前掲1747年の『動物の構成体に関する自然学的試論』第2版の「序説」で，更により明確にされているように思われる。すなわち，「真の理論」(la vraye Théorie) とは「経験的理論」(la Théorie Expérimentale) にほかならないが，そこに「経験」というとき，それは「それぞれの国民の間に専ら行われている医業にみられる施術」や「昔ながらの臨床医の慣行的な施術」から生ずるものではなく，「学識の深い，病気のいろいろの性格や，いろいろの状態や，いろいろの症状や，かれがあらゆる場合に応じて処方した治療の効果を，精密に観察する注意を怠らない，医者の施術」[13]から生ずるそれである。かくてケネーはいう。「有能な臨床医をつくり出す，信頼できる正確な認識を獲得しうるのは，このような経験によってである。真の経験とは全体に通ずる経験 (l'Expérience générale) であり，それは自然学，化学，解剖学の諸発見，およびあらゆる時代，あらゆる国の医師の個々の観察の結果として生ずるものである。この経験は理論に収斂される。したがって深められた経験と経験的理論すなわち真の理論とは異なった二つのものではない。このようなことは理解しようとさえもされていなかったのである。」[14] かくて，「われわれの認識の確実性をなり立たせるものは論理的な結論が正しいか否かにあるのではなくて，われわれの研究対象の現実性自体の明証 (l'evidence) のうちにあるのである。われわれが決定を下さなければならないのは，つねに経験に基づいてであり，われわれが判断するに当っては，けっしてそれ〔経験〕から離れてはならない。経験から生じたなんらかの発見についてわれわれの推理を働かせ，これらの発見からわれわれの念頭にうかぶ観念に身をまかせ，その関係を検討し，正にその結果を辿って，その経験そのものをのりこえてしまうのでは事足りない。何故ならば，このような推理は，たとえそれが揺ぎない論拠に支えられていようとも，それ自体なんらの確実性をもたないからである。それはなんらの現実性を含むものではない，眼をあざむく幻覚の展望のような，論理的な虚構にすぎないからである。それは精神を惑わすものであり，誤謬に導くところのものである。」「医師をつくり出すことのできる真の科学といえば，経験的理論 (la Théorie Expérimentale)，すなわち学説 (doctrine) に，いいかえれば原理に，類概念に，種概念に，準則 (règles) に，掟 (préceptes) に，帰着せしめられるとこ

注 (12) Mémoires de l'Académie Royale de Chirurgie, Tome I, 1743, Préface. August Oncken, *Œuvres Économiques et Philosophiques de F. Quesnay*, Paris, 1888, p. 724. なお，この点について，「ダルボン伯爵 (M. le comte d'Albon) によるケネー氏への歴史的讃辞 (Éloge Historique de M. Quesnay, contenant l'analyse de ses ouvrages, par M. le comte d' A***) はつぎのようにのべている。「ケネーによれば，観察と実験とはこの技術を豊かにしうべき真理の流れ出る2つの源泉である。観察によって自然はその漠然たる運行のうちにたどられ，注意深く検討される。実験によって自然に問いかけ，自然からその秘密をひき出す。観察と実験とは緊密に結合され，相互にその援助をあたえあわねばならない。前者〔観察〕はそれ自身の力だけに委ねられたなら，過誤に陥りかねない。それは不確かなものなのである。利害関係，偏見，個別的な知覚方法はしばしば真理が難船しやすい暗礁である。後者〔実験〕は，観察の助けがなければ，同じく人をあやまらせるにいたるものである。それは理性の証言につれもどされなければならない。自然に関する科学がその刻印を押すのは両者の相互の協力にもとづくものである。理論なくして，学問も技術もない。」(A. Oncken, *ibid.*, p. 45.)

(13) F. Quesnay, *Essai Physique*, op. cit., Tome premier, p. xv.

(14) *ibid.*, pp. cix-cx.

ろの経験自体である。[15]」

すなわち，経験的事実を理論に収斂させるところのものは明証である。ケネーが1756年『百科全書』第6巻に寄稿した「明証論」(évidence) にしたがえば，「明証という言葉の意味するところは，精神がそれを拒み得ぬほど，それは自身で明白かつ議論の余地なき確実性である。[16]」そして『動物の構成体に関する自然学的試論』第3巻においては，「明証的認識」に達する過程はつぎのように展開されている。すなわち，「精神が，その意図にしたがって，決定したり，構成したり，分割したり，区別したり，集めたりするのは，感覚的知覚(perceptions sensibles)から，とめどなく，つきることなく，出ずるところである。精神が能動的な能力を働かせるのは，この量りきれない基礎にもとづいてであり，そしてそこに，精神は，その探究のうちに，認識を拡げる叡智的知覚 (perceptions intellectuelles) を見出してくるのである。蓋し，われわれが技術や実験科学を行使するに当ってわれわれを導くべき一般的な掟やすべての準則を樹立するのは，経験や感覚の利用によって得られた，これらの感覚的知覚に基づいてのことであるからである。かつまた……われわれがそこに見出す真理のすべての明証乃至は，すべての確実性はこの同じ基礎においてであるからである。[17]」

すなわち，ケネーにしたがえば，「自然的・本源的・明証的認識」(connaisances naturelles, primitives, évidentes) の基礎 (fond) をなすものは感覚 (sensations) および知覚 (perceptions) であって，感覚と知覚は認識の第1の源泉である。そして感覚が対象のなかに見出し，その同じ対象がわれわれにもたらす，感覚のなかにわれわれが識別するところの認知が知覚である。そしてケネーは，知覚において，感覚的知覚乃至は動物的知覚 (perceptions sensibles ou animales) と叡知的知覚 (perceptions intellectuelles) とを区別するのであって，後者は精神の運動，すなわち反省・熟考・判断によって認められるところであり，人間に特有の知覚であるとするのである。[18] 動物における精神はまったく受動的・感覚的であるのに対して，同じく感覚および感覚的知覚の基礎にもとづくとはいえ，人間の精神は自己の意志にしたがって，理性的・叡智的・能動的な働きをするのであり，叡智的知覚は人間の能動的な働きによってのみ得られ，このような叡智的知覚によってのみ，人間に特有な理性が成り立つとするのである。[19] すなわち明証的認識にいたらしめるものは，叡智的知覚にもとづく人間理性の反省・熟考・判断である。ロックに対するケネーの見方はかならずしも好意的であるとはいえないけれども，自然的認識の感覚への従属というような点からすれば，そこにロックの感覚的認識論のケネーへの投影をうかがうことができよう。[20]

ところで，ケネーは「明証論」において，さきの「明証」の定義に引きつづいて，つぎのように

注 (15) *ibid.*, pp. Ixxvii-Ixxviii, pp. Ixxix-Ixxx.
(16) F. Quesnay, Évidence, *Encyclopédie*, Tome VI, 1756, p. 146.
(17) dito, *Essai Physique*, Tome Troisième, p. 212.
(18) *ibid.*, pp. 201-202.
(19) *ibid.*, pp. 211.
(20) 前掲注(9)，また久保田明光『ケネー研究』昭和30年，70—71頁。

のべている。

「確実性には二つの種類がある。信仰と明証である。／信仰はわれわれに理性の光では知ることのできない真理を教える。明証は自然的認識に限定されている。／それにもかかわらず，信仰はつねに明証に結びつけられている。何故ならば，明証なくしては，われわれは信ずべきことのいかなる動因（motif）も認めることはできないであろうし，従って，われわれは超自然的な真理につい教えられることもできないであろうからである。／信仰は感覚（sens）を通じてわれわれに告げ知らされる。その教理（dogmes）は自然的認識の媒介によってしか説明されえない。人は，感覚され得る対象の観念そのものを欠いては，最も筆舌に尽し難い信仰の玄義についてのなんらの観念をも有することはできないであろう。人は明証なくしては，確実性とは何であるか，真理とは何であるかを理解することすらできないであろうし，信仰とは何であるかをも理解できないであろう。なぜならば，理性の光なくしては，啓示された真理（les vérités révelées）は人々には理解し難いからである。／明証は信仰のうちにはない。しかし信仰がわれわれに教える真理は明証的認識と分離しがたい。かくて信仰は明証の確実性と矛盾するものではないし，自然的認識に限られている明証は信仰と矛盾するものではない。」「かくて，私は，明証を，われわれの現実の感覚を無視することが不可能であると同様に，それを拒むことが不可能な確実性である，と解するものである。」(21)

ここで，真理を明らかにするものは明証的認識であるとしながらも，明証と信仰は矛盾しえないとするのは，どのような論拠にもとづくものであろうか。

「明証論」はつぎのようにいっている。「感覚がわれわれに示す諸々の存在を明証を以てわれわれが認識するのは，われわれの感覚と本質的なまた必然的な連繋（une liaison essensielle ou nécessaire）をもつ，これら諸々の存在の特性（propriétés）によってのみである。」ところで，この「特性」にむかう感覚を生ぜしめる（causer）ものは，感覚的存在（être sensitif）自身からは区別される，そのうえに働きかける，「一つの力」（une puissance）によらざるをえない。感覚的存在はそれ自身に対してその感覚を生ぜしめることはできないからである。(22)「われわれの精神（âme）またはわれわれの感覚的存在は自分の感覚を生ぜしめることはできない。また物体あるいはわれわれの感覚の対象はそれ自体本源的原因（la cause primitive）ではない。この第一原因（la première cause）はわれわれの感覚的存在およびわれわれの感覚の対象とは現実的に別個のものである。(23)」この「第一原因」あるいは「本源的原因」なるものは，ケネーにおいては，「一つの力」であり，「最高存在」（l'Être suprême）の作用にほかならないのであった。「一切の生物に生命を与え，能動的な・感覚的な・叡智的なすべての形態を本質的につくりあげるのは，この同じ〔第一〕原因の作用である。理性的動物であるかぎりでの人間の本質的かつ能動的形態は，人間がつくられている身体と精

注（21） dito, Évidence, *op. cit.*, p. 146.
（22） *ibid.*, p. 148.
（23） *ibid.*, p. 155.

神の従属物では毫もない。何となれば，この二つの実体〔身体と精神〕はそれ自体では相互に働きかけることはできないからである。かくて人は身体のうちにも，精神のうちにも，その相互の合成体のうちにも，道徳的人間の，換言すれば，人間を獣類から本質的に区別する，その叡智の，その意志の力の，その自由の，その道徳的決意の，能動的な原理の，構成的形態を探しもとむべきではない。これらの属性にすべての叡智とすべての活動力をもつ第一原理（le premier principe）の作用そのものから生ずるものであり，最高の存在の作用から生ずるものである。この最高の存在が精神に働きかけ，感覚によって精神を感動させ，決定的な意志をつくり，叡智や注意力を，それによって人間がその決定を中止したり，そのうちにかれ自身が成り立つような程度に，引きあげたり，するのである。この第一原因およびその不断の創造であるその作用は，われわれに明証を以て（*évidemment*）示されているところである。」しかしながら，この原因がわれわれに作用する仕方，その作用とわれわれの精神との内奥の関係は，われわれの「自然の光」（lumière naturelle）——いわゆる理性的なるもの——によっては近寄り難いとするのである。「われわれの自然の光は，存在の本質にまでは及ばない。……われわれの認識は信仰によるのでなければ，それ以上に拡がることはない」とケネーはいうのである。(24)

すなわち，ケネーが明証的認識を追求するに当って，「第一原因」=「最高の存在」の作用を問題としなければならなかった所以は，明証的認識の対象をなす，感覚的存在を含む諸々の存在，すなわち全存在は，第一原因の作用をはなれては存在しえないという認識，この点にあったのである。「第一原因」=「最高の存在」の作用の確信こそが，まさに，明証的認識を確立するところのものであったのであり，しかも，同時に，叡智的知覚による人間理性の反省・熟考・判断による明証的認識を通じてのみ，人間は「第一原因」=「最高の存在」の作用にかぎりなく近づくことができるというのである。

しかし，ケネーが，明証的認識は信仰によってのみその確立を保証しうるとなすとき，それはも一つの側面をもっていたのである。その一端はすでにさきにも触れたところであるが，それはつぎのような点である。すなわち，「明証的認識は，われわれ自身を認識し，人間すなわち理性的動物をその他の動物から本質的に区別する相違を見出すためには，信仰なくしては，十分ではない」という，この点である。けだし，人間のうちには禽獣よりも愚鈍であり，無慈悲であり，無分別なものがあり，明証のみに頼るかぎり，身体の素質に支配される理性なるものが人間にとって本質的なものとは思われなくなってしまうからである。「信仰はわれわれに至高の叡智（la sagesse suprême）が，それ自身，この世に生れるすべての人間を照らす光であること，人間は本質的に叡智と結びつくことによって，禽獣から区別される，一段と高い認識の段階に，道徳的善悪の認識に，高められることを教えるのである。このような認識によって，人間はその自由を行使するに当って，理性を

注（24）*ibid.*, p. 155.

以て，また公平に身を処することができ，このような認識によって，人間はその行動の功罪を認め，またこのような認識によって，人間はその自由意志（libre arbitre）の決断において，またその意欲（volonté）の決定において，自己自身を判断し得るのである。」「唯それ自身で考察された自由意志が成立するのは，このような状態における叡智においてであり，また意志（intention）の力においてである。」[25]

ここでは信仰は，理性をして，人間の行為の功罪を判断し，道徳的に一層高い段階に達せしめるものとして，そのことによって，理性をして，明証的認識を可能にし，それを一層深めるものたらしめるものとして，意義づけられ，かつまた，それが自由の行使の基礎をあたえるものとされているのである。

明証と信仰は相互に矛盾するものたり得ないとする論拠は，信仰はこのような二重の関係において明証的認識を規定するものとしてとらえられているという点にもとづくものとみることができる。そして，このような方法のうえに，ケネーの，人間研究の一環としての，経済学研究がすすめられるのである。

(2)。ケネーの，『百科全書』における唯一の形而上学論文である「明証論」は，1747年から1756年にかけての方法論的基礎においては一貫するものであったが，同時に，それはこの時期に，ケネーの関心が，その基礎のうえに，新たな方向にむけられていく転機をなすものであった。この時期にケネーは「医学から経済学に転じ，多くの，政治学，経済学の文献を読んでいたようである。かれの新しい厖大な著者群にはとくにすぐれて多数の経済学者がみられるところであった。」その主なものとして，フォクス＝ジェノヴェーズは，改革論者であり，初期自由貿易擁護論者であったヴォーバン（Sébastien Le Prestre, seigneur de Vauban）を，ボワギュベール（Pierre La Pesant de Boiguillebert）を，クロード・エルベール（Claude Jaeques Herbert）を，またジョン・ローの財務官僚であり，協力者であったジャン・フランソワ・ムロン（Jean François Melon）の『商業政策論』（*Essai politique sur le commerce,* 1736）を，同じくローの協力者であり，ローのインド会社の役員の一人であったシャルル・デュト（Charles Dutot）の『商業・財政政策省察』（*Reflexions politique sur le commerce et des finances,* 1738）をあげている。同時にケネーの眼はイギリス経済学者，とくにペティ（William Petty）およびダヴナント（Charles Davenant）に注がれ，また同時代人たるフォルボネ（François Véron de Forbonnais），ヒューム（David Hume）およびルソーは，たえずかれの注目のもとにおかれるところであった。[26] そして，ケネーが1757年『百科全書』第7巻に寄稿

注（25） *ibid.*, p. 156. おおフォクス－ジェノヴェーズは『動物の構成体に関する自然学的試論』における自由の章と「明証論」とはデカルト体系とニュートン体系とを調和させ，かつそれを超克しようとしていたことを思わせると書いている。（E. Fox-Genovese, *op. cit.*, p. 83.）

（26） E. Fox-Genovese, *ibid.*, pp. 88-89.

した「穀物論」(Grains) では，プリュマール・ドゥ・ダンジュルの『商業およびその他の国力の源泉に関するフランスとグレート・ブリテンの利点と不利点の考察』(Louis-Joseph Plumard, sieur de Dangeul, *Remerques sur les Avantages et les Desavantages de la France et de la Gr. Bretagne, par rapport au Commerce et aux autres Sources de la Puissance des Etats. Traduction de l'Anglois du Chevalier John Nickolls*, A Leyde, 1754)，カンティヨンの『商業一般の本質論』(Richard Cantillon, *Essai sur la Nature du Commerce en général, Traduit de l'anglois*, Londres, 1756)，またエルベールの『穀物一般政策論』(Claude Jaeques Herbert, *Essai sur la Police générale des Grains*) が引合いに出され，また引用されている。[27] 更に，ケネーの「経済表」がカンティヨンの影響をうけていることは，一般に指摘されているところである。[28]

しかしながら，このような関心の推移は，かれの基本的な認識論と形而上学を変えるものではなかった。[29] そして，ケネーにとって経済学研究は——すぐれた経済学研究がつねにそうであるように——当面する「危機」をいかに克服するかにあったことは，いうまでもない。

ケネーの方法にしたがえば，すでに述べたように，まず尊重されなければならないのは経験的事実である。経済理論の樹立に当っては，まず，経済的現実を直視し，それを分析しなければならない。すなわち，当面する経済的諸現象に対して，叡智的知覚にもとづく人間理性による反省・熟考・判断を通じて，認識がなされ，そこに成立する経験的現実の間に，それを支配する一般的合法則的関係を見出すべきである。このようにして，経済法則が，人間の意志や意識や意図から独立して，客観的存在としての自然史的過程として，いわば「物質的法則」(materielle Gesetz) として把握されることとなる。[30] それは，ケネーをしていわしめれば，経験的現実を，「その本質に従っての忠実に模写する」(fidělement copiěes d'après la nature) ことによって，[31] 限りなく「自然的秩序」(l'ordre naturelle) に近づき，そこに，それを貫く合法則性を見出すということであり，そのかぎりにおいて，それは明証的認識にもとづく科学の基礎とされるのである。「自然的秩序」なるものは，「叡智的能力」(facultés intellectuelles) をもつ人間によって，[32] また明証を以て自然法則の運行を認識する

注 (27) F. Quesnay, Grains, *Encyclopédie*, Tome VII, p. 816, p. 821, p. 825. なおダンジュルについては津田内匠「プリュマール・ドゥ・ダンジュル『商業とその他の国力の源泉にかんするフランスとグレート・ブリテンの利点と不利点の考察』(1754年)」『東京経大学会誌』第137号 (1984年2月)，161—180頁，とくに165—166頁参照。エルベールの『穀物一般政策論』は1753年9月にロンドンで刊行され，翌1754年5月 *Journal Œconomique* に再録，更に前掲ダンジュルの『利点と不利点の考察』ドレスデン，第3版の巻末に収録された（なおこの第3版にはエルベールの論文を含まないライデン版がある）が，著者自身による完全なテキストは1755年に刊行された。

(28) Ronald L. Meek, *The Economics of Physiocracy. Essays and Translations*, 1962, pp. 16-17, pp. 266-269. E. Fox-Genovese, *op. cit.*, pp. 273-274, p. 280.

(29) E. Fox-Genovese, *ibid.*, p. 89.

(30) K. Marx, *Theorien über den Mehrwert* (Vierter Band des „Kapitals") 1. Teil, Berlin, 1956, s. 10.

(31) F. Quesnay, Analyse de la formule arithmétique du Tableau Économique de la distribution des dépenses annuelles d'une Nation agricole. *Journal de l'Agriculture, du Commerce et des Finances*, Juin, 1766, p. 16.

(32) dito, *Essai Physique, op. cit.*, Tome III, p. 278.

ところまで開明に導かれた理性によって，認識しうるところであるのは，いうまでもない。しかし，同時にそれが「自然的秩序」・「自然の法則」として把握されるかぎりにおいて，それは規範として提示されることになる。すなわち，経済的・経験的事実の認識は，当時のフランス経済の現状批判にほかならず，それを通じて経済の「自然的秩序」の明証的認識にいたるというとき，この「自然的秩序」の認識が同時に現状批判の批判規準をなしているという関係は，ケネーにおいては，その理神論哲学における信仰承認（une acte de foi）に媒介されてのことであったことは，前述したところからして，十分承認されうるところであろう。

人間は，このような「自然的秩序」のうちにおいて，自由であり，かつ人間の自由な行動によって，このような「自然的秩序」は維持される。ケネーにおいては，「人間の自由とは単に行動するとかしないとかの能力のうちに存するのではない。」それは，われわれをしてまず決意させるべき動因を検討し，評価する能力を含むものである。かくて自由とは理性を以て行動しまたは行動しないという決意をするために熟考する能力のうちに存するのである。[33]」自由な活動をなり立たしめて自由意志が存するのは叡智のもとにおいてであり，意志力のもとにおいてである。自由というものは純粋に叡智的自由である。ケネーは前掲の「明証論」においてつぎのようにのべている。「われわれが実際に自由であること，自然的秩序において，われわれはわれわれの叡智によってわれわれの道徳的決意を左右し，われわれの義務を果し，われわれを不品行に陥らしめる如き感情に逆うようにさせる適法な動因を認め，検討し，尊重することができるかぎりにおいてのみ事実上自由であることを，われわれが認めるのは，かかる自由の観念においてであり，人間は神の叡智と結びつくことによって，かかる自由にまで高められるのである。[34]」

このような自由が，自然法認識のための叡智的能力とともに，自然的秩序のための，基礎であった。ケネーが，後に，1765年に発表した「自然権論」（Observation sur le Droit Naturel）においては，つぎのようにのべられているのである。「この法（自然法）は人間の自由を何ら制限するものではない。人間の自由は自然権の一部をなすものである。何となれば，この最高の法（Loix Suprême）は明らかに自由の最良の選択の対象であるからである。人間がこの法の命ずる服従を拒否することは分別をわきまえないことであろう。そうでなければ，その自由は自分自身にとっても，他人にとっても有害な自由に外ならないであろうからである。[35]」

周知のごとく，アダム・スミスは，各個人はその資本投下の仕方についても，個人の消費生活の態様においても，「自愛心」や「利己心」といった個人の利己的本能にもとづいて行動するのであるが，その自由な行動や「自由競争」は，「見えざる手に導かれて（led by invisible hand），自分で

注（33）*ibid.*, p. 350.

（34）dito, Évidence, *op. cit.*, p. 157.

（35）dito, Observatien sur le Droit naturel des hommes réunis en société, *Journal de l'Agriculture, du Commerce et des Finances*, Septembre 1765, p. 35.

は意図してもいなかった目的を促進することになる，」[36] すなわち社会の利益を増進することになるとしている。このように経済社会の客観法則＝自然法が把握される。

これに対して，ケネーにおいては，「自然的秩序」は，経験的現実に対する叡智的能力の，反省・熟考を通じて，明証的に認識されるところであった。それ故に，それは規範とされ，旧秩序に対置される。そこでは個人の自由は，「自然的秩序」の認識において是認される，すなわちそれに合一することにおいて，自由であるということになる。ケネーは社会的分業と国内市場の展開についてもイギリスにその範を見出しながらも，なお前期的資本の支配のもとで，農民層の分解は歪められ，農村工業の「本格的なマニュファクチュア」への展開はまだ十分に開花するにはいたっていなかったのである。

2。「適法的専制君主制」(despotisme légitime) と土地所有

(1)。国家財政の「危機」に，表層的にしかも最も深刻に露呈された，18世紀フランスの「危機」は，王権自体を再編成し，それを維持・強化することを緊急の課題とするものであったが，その課題はまた，王権自体の考察を必然的なものとせずにはおかなかった。

ケネーはミラボーに対して，その最初の会見（1757年7月）以来，フランス君主制をその「崩壊の危機」から救い出し，真の発展の道程に引きもどすために，王国の財政資源の増加の必要を説いている。ミラボーの「国王の権威とその財政再興のための諸方策概要」(Bréf État des Moyens pour la Restauration de l'Autorité du Roi et des Finances) なる手稿は，それに触発されて成ったものであると考えられる。ミラボーはまた「君主制論」(Traité de la Monarchie, ou Essai sur la Monarchie) なる草稿を1758年に書いている。さきの「諸方策概要」は，その表題および相互の内容の関連からみて，この「君主制論」に先立ち，ケネーとミラボーの最初の会見の直後，おそらくは1757年末か1758年初であろうと推定されるところである。[37] そして，これらの手稿にはところどころ

注 (36) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations* (1776), The Glasgow edition of the Works and Corrspondence of Adam Smith. II. Oxford, 1976, p. 456. また dito, *The Theory of Moral Sentiments* (1758), Ibid. I. Oxford, 1976, p. 184.

(37) ウーレルスはその国立文書館におけるケネー＝ミラボー文書の調査報告書のなかで，この「諸方策概要」が書かれた年を1757年乃至1758年とした (*Les Manuscrits Économiques de François Quesnay et du Marquis de Mirabeau aux Archives Nationales* (M. 778 à M. 785). Inventaire, extraits et notes par George Weulersse, Paris, 1910, p. 5. M. 783. N° 2) が，のちにこの手稿を印行するに当ってそれに附した序文においては，この論文の後半の部分と，ミラボーが1760年に刊行した『租税論』(*Theorie de l'Imptôt*) とのかかわり合いから，それが書かれたのは1757年から1760年の間としている (*Revue d'histoire économique et sociale*, 1913, N° 2. p. 177)。しかし『租税論』とのかかわり合いは，それが書かれた年月を1760年まで引き下げる積極的な根拠とはなりえないであろう。フォクス-ジェノヴェーズは「その急進的な議論の性質や水準からみて」「君主制論」の前になったものとしている (E. Fox-Genovese, *op. cit.*, p. 172, note 4)。また Jacqueline Hecht, La vie de François Quesnay, *François Quesnay et la Physiscratie*, I., I. N. D. E., 1958, p. 258 参照。そこではこのケネーの評注を，かれがミラボーに会った直後としている。

にケネーの評注が加えられているが，これらの評注に，フランスの統治形態についての，またそこに見られる諸問題に対する，かれの見解を明らかにする手掛りをわれわれは見出すことができる。

ケネーにしたがえば，統治の形態を規定するものは，生活手段の獲得または供給において形成される社会の諸関係である。「君主制論」への評注において，ケネーはつぎのようにのべている。「統治の種々なる形態は主として国家の性質にかかるところである。共和制形態は商業・貿易国民にふさわしく，また君主制形態は土地によって生活する諸国民，また他国の土地への侵入によって生活する略奪民族にふさわしい。専制政治は圧制的君主制統治の結果である。主権，君主，および国民はそこで君主がその圧制的支配を確かなものとするために頼った超絶的な権力のもとに服せしめられている。そしてこの超絶的な権力が君主と国民を従属関係におくのである。これから教会的専制政治，封建的専制政治および軍事力による専制政治が生ずる。商業的でない国民に共和政府がみられ，商業国民の間に専制政府がみられることも事実である。専制政治，とくに軍事的専制政治が人々をして必然的に商業に赴かせ，封建的専制政治が人民を奴隷状態に追い込み，また教会的専制政治が独身主義や聖職叙任をありあまるほどにするだろうということは，まことにほとんど避け難いことである。しかし，共和制統治形態は商業国民にとって最も有利なものであるごとく，また君主制形態は――もしもそれが主権を破滅させ人民を抑圧する専横的な権力に堕落することがなかったならば――その土地によって生活する人々にとって最もふさわしいものであるというべきであろう。」[38] すなわち，ケネーは，生活手段獲得の諸形態と統治形態との厳密な対応をかならずしも固執するものではないと思われる節もあるけれども，土地によって生活する農業国民にとっては君主制統治の形態がもっとも適切であるとし，そしてそれが専横的な権力に堕することを固く戒めているのである。ついでにいえば，それはまた，一面において，統治形態に及ぼす気候の影響を重視する見解に対する批判を含むものでもあった。ミラボーがその「君主制論」において，「人民の生来の性向について私があえて言いたいのは，それは気候の作用よりももっと現実的な，そしておそらくはもっと克服し難いものであるということである」と書いた一連の文章に対して附したケネーの評注は，いろいろの国民にみられる全く異なる性向は，「いろいろの国民がその生活手段を獲得し，かれらのおかれた場所や情況の利益や不利益に順応するために専念した行動や生活形態から」導かれたものであると述べるのである。[39]

このようにして，ケネーは「農業王国」(royaume agricole) における統治形態として君主制を掲

注 (38) Ronald L. Meek, *The Economics of Physiocracy*, London, 1962, pp. 65-66.

(39) *ibid.*, pp. 67-68. ケネーが1767年に発表した「シナの専制君主制」(Despotisme de la Chine) は，一面においてモンテスキューを意識し，その批判をなすものであるが，そのなかでかれはつぎのように書いている。「シナの広大な面積は気温や天体の影響がどこでも同じではないことを容易に理解させる。これによって，気候の相違は異なった統治形態 (formes de gouvernement) を是非とも必要とするものではないということを判断することができる。」(*Éphémérides du Citoyen, ou Bibliothéque raisonnée des sciences morales et politiques*, 1767, Tome III, première partie, p. 49. なお「シナの専制政治」は *Éphémérides du Citoyen* の Tome III, première partie, Tome IV, première partie, Tome V, première partie, Tome VI, première partie の4回に分けて掲載された。)

げるのである。しかもケネーにとってはそれは多くの統治形態のなかの一形態としてここに設定されるのではなく，それは農業国民における特有の統治形態であり，したがってそれは「土地所有王国」(landed kingdom)[40] における統治形態であるとみているのである。

そしてこの君主制のもとにおいては，主権は唯一であり，そこに権力は集中されねばならないとされる。それは元来ブルボン絶対王政に具体化されていた観念であった。しかし，無秩序の・紊乱した社会，ただ単に暴動や騒擾の頻発のみならず，たとえば戦時税の増徴・新設をめぐっての，聖職者・高等法院・枢密院の間の対立・権力闘争の激化が，王権の基礎そのものの弱体化をもたらすにいたるような現実[41]を眼の前にして，社会の基本原理，すなわち「自然的秩序」実現のための，主権への唯一の権力の集中が殊更考察の対象とされることになっているのであろう。ここに「適法的専制君主制」(despotisme légitime) への途が開かれる。ケネーはいう。「国家の権力，基本的・本来的・かつ自然的な権力は国民的合意と国民的活力から成るものである。しかしこの活力の最も正規の，最も不変の，最も絶対的なかつ最も敏速な遂行は，法によって規制された君主制権力のなすところである。[42]」

ケネーは，のちに1767年に発表した「シナの専制政治」(Despotisme de la Chine)——それはシナの統治形態を検討することによって，危険な反撃をさけるために，現実から十分に抽象した形で，フランス絶対君主制のよって立つべき根拠を提示し，その政治的基礎の再建をはかることを意図したものと見ることができるが——において，「この権力 (autorité) は専横的専制君主 (*despote arbitraire*) に委ねられてはならない，」「かかる主権者は掠奪的専制君主 (*despote déprédateur*) にすぎない」とのべている。[43] かくて，ケネーは「適法的専制君主制」を，専横的なそれから，厳密に区別するのである。そしてこの権力は，君主制のもとにおかるべきであって，貴族政治的であってはならないし，また大地主に委ねらるべきでもない，またこの権力が君主政治であると同時に，貴族政治的であり，あるいは同時に民主政治的であり，あるいは同時にこれらであってはならない。蓋し，貴族政治のもとにおいては，「権力は相互に制圧しあい，異なる党派の同盟者に対して復讐や圧政を行い，その力の増強のために国民の富を奪い，また国民を不幸な，苛酷な，かつ貧困の奈落に陥れる，野蛮な内戦を続けさせるにいたる，勢力 (puissance) 闘争を形成するにすぎない」し，また

注 (40) E. Fox-Genovese, *op. cit.*, pp. 171-172.

(41) たとえば1756年7月7日の国王布告による二十分の一税徴収をめぐっての，それに対するパリ高等法院の諫告，エード審判院の諫告，また土地所有者と商工業者との対立の表面化などをあげることができる。就中，聖職録に対する課税は——すでに聖職録のすべての所有者に対してその収入の申告を命じた1750年8月17日の国王布告は，上級聖職者と下級聖職者との対立を表面化する契機を含むところであったが——ジェズイットたる聖職者は「ウニゲニトウス教書」を以て，ジャンセニストの占むるところであった高等法院官僚に対峙するといった宗教問題にまで発展した。これをめぐる聖職者と高等法院官僚との熾烈な闘争は「フロンド期の再来を思わせるものがあった」とクラマジュランは書いているのである。(Clamageran, *op. cit.*, Tome III, p. 326.)「ダミアン事件」は1757年1月5日夜に発生する。

(42) Traité de la Monarchie, sec. 2-3. E. Fox-Genovese, *op. cit.*, p. 181.

(43) F. Quesnay, Despotisme de la Chine, *Éphémérides du Citoyen*, Tome VI, première partie, p. 10.

民主政治なるものは「下層民にゆきわたっている無知と偏見，下層民が陥りやすい放縦や一時的な憤懣は，国家を動揺と反乱と恐るべき災禍にさらすからである。」更にまた「かかる権力は，君主とそれを分ち持つ市民の種々なる階層（ordres）の排他的な個々人の利益によって道を踏みはずし，混乱せしめられるであろうからである。[44]」権力のなかにおかれた「貴族や大土地所有者（grands Propriétaires des biens fonds）の階層は，その真の利益や，その繁栄の確保について殆んど知るところなく，自らの土地からの公共の収入をあげることに反対し，国民を収税吏（Publicains）の貪欲と抑圧に委ね，土地の荒廃をまねくような，費用倒れの徴税形態に加担して，徴税をうまく逃れたと思うであろう。第三身分が耕作者を軽蔑している職人や，製造業者や，商人で占められている都市民（communes）は，国民をそそのかして，ひたすら独占や排他的特権にむかい，国の生産物を捨て値で買い，かれらがその国に持ってきた商品を同国人にその価値以上に高く売ることで，諸国民の商業の相互協力を破壊するにいたるだけであろう。そしてかれらは国民の犠牲において得た莫大な財産によって，近隣の強国との不断の戦争をひきおこすその独占的商業が王国の富の源泉であることを，同国人に信じさせようとするであろう。かくて，国家のこれらすべての種々なる階層は，混合政府においては，個々人の利益の不一致によって，国民の破滅に協力することになる。[45]」このような情況はケネーが自らの学問体系の探究の道程において，まさに現実に，経験したところであったのである。

「国家のいろいろな階層の間に分割された権力は，不当な，不統一な権力となり，分裂を阻止し，個々人の利益を全般的な秩序と公益に固く合致せしめるための，首長も，結合も持たないであろう。」ケネーが「権力はその決定においても，その活動においても唯一（*unique*）で公平無私でなければならず，またひとり執行権を持ち，全市民を法の遵守に服せしめ，すべての人に対してすべての人の権利を，強者に対して弱者の権利を保証し，王国の内外の敵の不正な企図，侵害，圧制を阻止し，抑制する権限をもつ唯一の首長に結集させなければならない」とのべるにいたるのは，[46]以上のような根拠によるものであった。

(2)。ケネーは，ミラボーがその「君主制論」において社会秩序は制度化された宗教の保護を必要とするといい，教会権威における固有の役割を強調するのに対して，「個々の宗教は，それがすでに存在する限りでは，政治体制のなかで，直視せざるをえない。……蓋し，カトリックは別としても，宗教はすべて虚偽であり，それらが国家に適合しうるのは，それらが神の制度の倫理に，換言すれば自然法に従うものであるかぎりにおいてだけであるからである。自然法はあらゆる宗教，あらゆる国，あらゆる時代のものであり，またあらゆる立法の最高の手引きであり，あらゆる信仰の

注（44）*ibid.*, pp. 11-12.
（45）*ibid.*, pp. 13-14.
（46）*ibid.*, pp. 12-13.

基礎であり，また善良なる風俗の普遍的な準則である」と，評注している。そしてそれにつづいて「人間の制度におけるこれらの宗教が，それがおかれている国家のなかで統治とかかわりをもつのは，それ自身支配される必要があるが故に外ならない」とのべ，「ところで，政治体制において，この点に関してごまかされてはならない。著者の誤解はきわめて明らかである。誰かの気に入られる利益は，理性の裁きで，その結果として生ずる損失によって，非常に高い代価を支払うことになるだろう」とつけ加えているのである。(47)

さらに「諸方策概要」における，「宗教会議」の再建を要請し，それを通じて，教会階層性を回復し，司教の不当な専制や，高等法院の企てを阻止し，教会裁判権を自らの権利とその支配圏のうちにとり戻すための手段たらしめようとするミラボーの主張に対して，ケネーの評注はつぎのようにのべていることに，注目すべきである。すなわち「この会議はきわめて危険である。それは目的を達成するために世俗的権力についての要求や暴力的陰謀をうち出し，または支持する口実である。厳格な教会法の規定は強制権をもつ教会権力に，あまりに傾きすぎている。それは，ヨーロッパにおいては許容されている多様な宗教があるということからして，今日この国にとってはおそるべきものとなるであろうし，またそれは，もしも宗規遵守の口実のもとに，教会の厳格性が力をとりもどしてくるならば，王国の人口減少をもたらすであろう。人間をその意志に逆っては救えないのだから，教会は無用に国内の平和を乱すべきではない。教会は教育し，教会ははげまし，教会は説教し，教会は祈り，教会は手本を示すこと。教会はなお一層これに専念し，教会はそれ自身もっと教化的であって貰いたい。ところが会議は破門や，騒乱をひきおこし危険をもたらすような振舞いに，拍車をかけるだけなのである。」(48) 教会勢力の増大が一つの権力となって王権に対立するにいたるような傾向のなかに含まれる問題を——それは単に教会一般の問題としてではなく，たとえば聖職者と高等法院の対立として現われてくるジェズイット対ジャンセニストの抗争，あるいは聖職者内部の階層間の反目が直ちに王政の基礎にはねかえってくるといった問題をその背後に読みとるべきであろうが——剔抉して，まことに痛烈である。

ミラボーは敬虔なカトリック教徒であったのに対して，ケネーは宗教に関しては極めて自由であり，宗教を王権にとって全く無関係であるとするものではなかったにしても，伝統的秩序を命令を以て復活しようとする情熱を分ちもつものではなかったし，まして，それが権力の一部を分担するような事態に対しては大いに警戒せざるをえなかったのである。

ケネーの宗教をめぐってのミラボー批判においては，われわれは更に二つの論点に注目すべきであろう。その1は「寛容」(tolérance) に関するものであり，その2は宗教と人間を結びつける社会的な絆に関するものである。

注 (47) G. Weulersse, *Les Manuscrits Économique, op. cit.*, p. 21.

(48) Bref État, op. cit., *Revue d'histoire économique et sociale*, 1913, N° 2, pp. 181-182.

ケネーはミラボーの「諸方策概要」における精進日の規定に対する評注において，つぎのようにのべている。「君主の宗教がすべての臣民の宗教であるというわけではない。きわめて紛争を惹き起こしやすい，また政府の権限のきわめて及び難い，目標に関しては，規則は極めて慎重でなければならない。その目標は，国家のなかに不和の種をまくだけにすぎない厳格な不寛容（intolérance）に対してあまりにも果断であり，またあまりにも露骨である。宗教を一にする政治体制のための市民法は，今日極めて慎重であることを要する。われわれは，不寛容の王国に対して悪影響を及ぼすわが近隣の寛容に対して，防禦態勢をとらねばならない。ヨーロッパの政治は，この点に関しては，変ってしまった。法がほとんどつねに教会破門を支持していた旧体制に従うことは，あまりにも多くを失わねばならないだろう。――国家においても宗教においても，随分と混乱をひきおこした運営[49]。」

また，「国王は宗教上のあらゆる葛藤を禁止すべし」する点をめぐって，ケネーはつぎのような評注を加えている。「拘束と宗教とを結びつけること，それは，もしも拘束が自然道徳の限界をこえるならば相互に破壊し合うところの，二つの矛盾を結びつけることである。それ以上に，強制力のある規則は公衆の安息を乱し，また宗教を偽装し，信仰を政治体制におきかえ，不信仰，偽善者，無信心そして反乱を生ぜしめる。寛容乃至は不寛容を認めるにしても反対するにしても，規則は出来るだけすくないこと。規則は主権者に結びつき，その権力を強化しておそるべき力をあたえる。問題となっている事項について，規則は主権者を従属させ，政府を不自由にし，国家を傷つける第一級の免許状となる。支配的な一宗教に固定された王国，いろいろの宗教をその国内に公然と許容している強国にとりかこまれた王国，それは近隣諸国の寛容によって侵蝕されるであろう。もしもこれらの法が，人民から市民の身分を剝奪する厳格な不寛容にまで拡大されるとするならば，おそかれはやかれ，これらの法を廃止することを余儀なくされるであろう[50]。」

ケネーはナント勅令の廃止（1685年）のごとき狂信に対して反対であるばかりでなく，それが経済機構にどのような作用を及ぼしたか，それがいかに労働人口の国外流出をまねき，生産力の減退にたちいたらしめたかを，当然に重視するものであったのである。

また，ケネーは「君主制論」に対する評注のなかでつぎのように書いている。「政治は社会の絆と別のものではない。人間はかれらがその利益を見出すと信ずるものにおいて以外にはけっして一緒にならない。これらの利益の中心であり源泉であるものは神である。そこに美・慈愛・正義および調和が，すなわちわれわれがこの世で，われわれの幻想においてであったとしても，追求するすべての善の四つの軸が存する。人間の間の最も強力な結合点はそこで神である。しかし肉体としての人間はしばしば，また大抵いつでも，知性としての人間をおさえつける。そこでわれわれの感覚で神とよぶすべてのものは，社会の第1の絆の媒介物としてきわめて尊ばれる。ところで，ペイ・

注（49） *ibid.*, p. 180.
（50） *ibid.*, pp. 180-181.

デタ地方に関して，フランスの聖職者は，これらの会議に姿を見せることのできる，いわば，公平無私の唯一の存在者（le seul Etre impartial）であるが，それは問題となっている負担に対して，かれが別に寄附をするということのためである。[51]」

ここでは，聖職者による無償献金のことをいっているのである。かくて，神はここでは最も世俗的な権力として把えられざるをえない。

ケネーにとっては，いかなる宗教にあっても，信仰というものは，そこからなかを取り除く，または何かを変えるとすれば，正義・真理・信仰心を犠牲にせざるをえない，そういうものなのであった。「造物主たる神，摂理，最高の審判，報償者，未来の生活，必須の掟，徴罰，現世および来世の応報——は自然宗教の本質であり，あらゆる時，あらゆる国における道徳哲学者から承認されているところである。[52]」これが，宗教に対してケネーのいだいている基本的観念である。そして「神学者は自然法に関して立法者よりまさっているわけではない。自然法は両者のいずれに対しても至上の法であり，かくて立法者は，神秘的な神学者とは違った，この法の職権による全権委員である。[53]」とのべるのである。ここに，ケネーの思想体系における，自然法と宗教とのかかわり合い，また社会における聖職者の位置づけは，明らかであろう。

(3)。ケネーは，ミラボーが，旧制度に固執しながら，王権の基礎を支えるものとしての貴族身分こそが，伝統的フランス社会の核心たるべきものとして，それを擁護するのに対して，かならずしもそれに同調するものではなかった。

ケネーは「君主制論」の評注にいう。「封建的専制政治の時代には……貴族たらしめるものは封土（fief）であった。貴族身分は封土の獲得，すなわち資金によって伝えられる。[54]」ミラボーの主張するところは，君主制の保塁であるところの封土の明確な保護こそ君主の重要な責務であるという点にあった。ケネーは，大封土の所有者がそれ自身の著しい権力に対して「王権」(regalian rights)を専有し，君主と同格に立つにいたるといった傾向がみられるところからすれば，封土に基礎をおいて構成される封建国家は，確固たる主権を欠くものといわざるをえない[55]し，まして封土にもとづく貴族身分を単純に保塁とすることはできないであろうというのである。ケネーの眼を以てすれば，貴族身分の根源はその封建的所有におかれるとしても，いまや単純にそれのみによるということはできない。ケネーはさきの評注につづけて，「軍職は封土に附属した賦課租（redevance）であった。そしてそれは庶民にまで拡がっている。……今日軍人貴族を口にすることは全くない。口にするのは軍事国家である。貴族は高い地位をもっているが，勇気は国民全部に帰せられるところである。[56]」

注（51） G. Weulersse, *op. cit.*, p. 22-23.
（52） *ibid.*, pp. 21-22.
（53） *ibid.*, p. 22.
（54） *ibid.*, p. 23.
（55） E. Fox-Genovese, *op. cit.*, p. 197.

ケネーの言わんとするところは，貴族身分の拠って立つ基礎は出自よりも富である，という点である。「血統を国家よりも大事にしている用心深さにもかかわらず，貴族身分は，消え去っては不断に庶民大衆のなかから蘇ってくる。富がそこでの直接的な権利である。このようにして，政治的秩序のなかでは何事も漸次的にうつりかわっていくだけであり，思慮分別を以て斟酌されたこれらのことはすべて，人間本質にあとからつけ加えられたものである。だから，現実に功績にもとづくものに外ならないところの，そして，そこでは徴税請負人が適切にも最も確実な権利をもっているということからすれば，いつもそんなに良い家柄にもとづくものではないところの，斟酌なるものを不動のものとするためにも，言うなら堂々と言うべきである。[57]」ただ，ケネーがこのようにいうとき，それは貴族身分の根拠は現在では富におかれているにいたっているということを言うにすぎない。ただ，その富の源泉が「恥ずべき」(infâme) ものである場合には，けっしてそれに賛意を表するものではなかったのである。

ミラボーが「諸方策概要」において，身分の低いものとの結婚（mésalliance）にいたるような契約には君主は署名をしないようにすべきであるという提案を掲げているのに対して，ケネーの評注はつぎのようにのべている。「貴族身分の品格の第一の基礎は富である。王国の高位高官は自由な大土地所有者の占めるところである。貧乏な貴族は悪を象徴する。貴族身分から引離された観念は大して心を打つものではない。正直な富が尊敬と権力をあたえるのである。たとえその富が貴族身分から離れたとしても，それはやがて第1級の地位を占めるであろう。貴族が注目されるためには富者に授爵し，貴族に富を引きつけなければならない。」しかし，「富」は貧乏な貴族の意気を沮喪させ，人々は奢侈的な支出や外見の華美に誘惑され，品位をかえりみない。そして「貴族身分を臣従関係におくために，貴族の土地財産を宮廷の最高家族に寄進させてなくしてしまったとき，貴族はやむなく下品な手段にゆだねざるをえなかった。貴族は，中位の身分にありながら，王国の高位高官を服従させるために，その狡猾さを必要とした大臣の罠におちたのである。かくて功績のための選り好みがますますはげしくなればなるほど，職務や恩恵にますます卑屈に傾くにいたった。貴族身分はかくてフランスにおいては雑種身分にすぎない。そこでは貴族身分の弱体化，地位の引下げのために王国の荒廃がもたらされた。かくして，改革のためには結果にこだわるべきではなく，原因を追求しなければならない。[58]」すなわち，ここでは，身分の低いものとの結婚そのものによる貴族

注（56） G. Weulersse, *Les Manuscrits Économiques*, pp. 23-24.

（57） *ibid.*, p. 23.

（58） Bref État, op. cit., *Revue d'histoire économique et social*, 1913, N° 2, pp. 185-186. すでに1669年の勅令は貴族の商業従事を容認することがのべられている。すなわちその前文に曰く，「商業わけても海上商業は，国家に富裕をもたらし，それを仕事と労働に応じて臣下に配分する豊饒な源泉である。およそこれ以上に清浄にして至当な富獲得の手段は他にない。したがって海上商業は市民生活のもっとも名誉ある職業の一として，もっとも秩序ある諸国民の間で大きな尊敬をうけ，一般に至上の待遇を受けている。…故に海上商業は貴族身分と両立しえず，貴族特権を破滅させるという一般にひろまった意見を消滅せしめることは，わが臣民の幸福にとって重要である。」（中木康夫『フランス絶対王制の構造』，1963年，278-279頁。）

身分の品位の低下はもちろんそれを省みないわけにはいかないとするも，それはこのような結婚そのものの問題に限定さるべき性質のものではなく，そこにいたらしめたコルベール体制の功罪こそが究明さるべきであるというのである。身分の低いものとの結婚による，あるいは徴税請負を通じての富の獲得によってもたらされた，貴族身分の品位の低下については，さらに「君主制論」に対する評注においてもみられるところである。すなわち,「租税を徴収が簡単な源泉から汲みとるかわりに，収税請負人の助けをかりて，流通過程から徴収する，これは富裕な破廉恥者の階層を形づくるものであり，その富は，それ自体によって，また身分の低いものとの結婚によって，貴族身分の輝きをすっかり曇らせ，また貴族身分自体を貴族身分たらしめる性格を消し去ってしまうところのものである。何となれば，その富は，それがどこにあるかにかかわりなく，つねに優位を占めるであろうからである。一国における富裕な破廉恥者の階層はその富自身によって光を放ち，恥辱と強奪の偏見は徳とともに消え失せる。」(59)

しかしケネーは君主制が貴族身分に実際に依存しているという現実に対抗しようとするものではなかった。むしろ，主権の不可分性の承認のうえで，たとえ貴族身分がその歴史的正統性を喪失したとしても，その伝統的な法的身分および身分としての貴族資格をそのままにしておく点に，ケネーの真意があったとみるべきであろう。それは,「君主制論」の評注における次のような論述にあきらかなところである。

「貴族身分はその出自によって尊敬されるとは限らない。それを蔽い隠すしか能のない昔のことは何らその身分の尊厳を証明するものではない。」「真の功績は本来いかなる生れにもとづくものでもない。世襲貴族は合法的所有物たるにすぎない。……個人の貴族身分は個々人における優れた，固有の才能のうちにしか成り立つものではない。」「世襲貴族は自然的制度の階層ではなく，公的制度の階層とみなされているだけである。……君主が貴族たるの身分を賦与する。まことに君主は貴族の称号だけを与えるので，その称号に値する功績を与えるわけではない。もっともこの区別は押し拡げていいことではない。」(60)

「しかしそのために世襲貴族を蔑ろにしてはならない。それは社会のなかの慎しみ深い欺瞞である。しかし人々が眼を覚まさないように，そんなに声高に騒ぎ立てる必要もない。ただ，事の本質を包み隠すまで観念をゆがめるべきではない。」(61)

これがケネーの貴族身分批判の態度である。そして，君主制が貴族身分に依存していて現実をふまえて，貴族身分の品位を維持するために，貴族が自らをその身分に適わしいものとするために，

注 (59) G. Weulersse, *Les Manuscrits Économiques*, p. 28. また「富と知名度は高位の貴族身分，わが大土地所有者，わが財界の大立物をつくり出す。貴族の多くの眼がここに向けられる。すなわち，それは実際は悪徳であるが，それ〔悪徳〕は不可避であり，勇敢な美徳を支配するだろう。それは滅多に光り輝くことはないが，光り輝くときは異常な出来事だとしか思われない。」(*ibid.*, p. 25)

(60) *ibid.*, pp. 24–25.

(61) *ibid.*, p. 25.

身につけるべきものは，正当な「富」を得ることであり，教育であるというのである。「君主制論」に対する評注は，貴族身分に適わしい「富」の獲得として土地からの収入を，しかも貴族自らの，農業への関心を強調するのである。すなわち「収税請負人の破壊的な職業が優位を占めている君主制統治に面と向いあって，貴族身分とその品位について真面目に語ることはできない。貴族身分はそこでは妄想（une chimère）であろう。貴族身分は君主政治や習俗と同様，耕作（aratoire）によってしか存続しえない。すべての徴税請負人とすべての余計な（postiche）商業は相互に阻害し合うものである。」[62] そして，ケネーはミラボーにむかって直接につぎのように問いかけ，説得するのである。

「あなたは他の身分に関しては公正で，純粋でかつ厳格であるのに，何故貴族身分に対して，その利害関係や弱点を認めたままにしておくのですか。どうかそれを立派なものにしてくださいませんか。その身分や権利についてではなく，その義務についてだけ話しなさい。敬意は功績に対してだけ払われうるものですが，功績を軍事上の価値に限ってはなりません。勇気は枢要な徳の一つにすぎませんし，他の徳から切り離してしまえば，それは道具としての徳にすぎません。貴族の一般的な徳といえば，あらゆる種類の，そして国家の利益のうえに輝く，愛国的情熱です。……それに対して，剱の圧制と残虐行為を非難しなさい。それはあまりに貴族を獰猛な動物に近づけるものです。……ことさら貴族を教化し，その地位にふさわしいあらゆる種類の有用な教育をそれにふきこみなさい。……貴族は軍隊にあって指揮をしなければなりません。……しかし立派に指揮するためには，人間に偉大な愛国的能力を普及する教育によって導かれた，理性の光・叡智および才能が必要なのです。」[63]

(4)。このような関係のもとで，ケネーは，君主制のもとにおいて主権は唯一であり，そこに権力が集中され，その決定においても，執行においても唯一であるべきものとする。そしてそれを「適法的専制君主制」(despotisme légitime) とするのである。ところで，ケネーがフランスの統治形態として専制君主制すなわち絶対君主制をおくとき，それを真正の専制政治たらしめるものとして設定するものは「法」であった。

ケネーは「シナの専制政治」の序文において，「専制君主」という場合，「この名称は，法によって規制された絶対権力を行使する主権者，そして更に，専横な権力を横領し，その統治が基本法によって保証されていない国民に良くも悪くもそれを行使する主権者にまでも拡張されている」といい，[64]「適法的専制君主制」を以て「その構成が賢明なかつ撤回しえぬ法に基礎づけられている」と

注 (62) *ibid.*, p. 28.
(63) *ibid.*, p. 25.
(64) F. Quesnay, Despotisme de la Chine, Avant-propos. *Éphémérides du Citoyen*, 1767, Tome III, première partie, p. 7.

ころのものであるとするのである。[65] かくて「良き統治をつくるものは良き法であり，これらの法の遵守なくしては統治は現実のものとはならないであろう。法を整備した厳正な専制君主はそれを厳格に遵守させるであろう。かくて良き秩序がその国家を支配するであろう。[66]」

ここにケネーが「法」というとき，それは自然法に基礎づけられた，現実には実定法として制定されるところのものをいうことは，いうまでもない。そして，専制君主の主権のもとにこの法を維持し，執行するために，国王の意志を体する官僚制と地方行政官を完備しようとするものである。

ケネーは「諸方策概要」に対する評注においてつぎのようにのべている。「国王は貴族身分および司法官のなかから選任された12人乃至15人からなる諮問会議を設けることが肝要である。それは委任された権限の濫用および専横な行使に反対して主張しうるし，また主権者が未成年であったり，老年で衰えても，政府の堅実性と不動性を保障する，政府のきまった計画を持続するためである。[67]」

また「君主制論」に対する評注においてもつぎのように書いている。「周知のごとく，君主制は君主によってもその諸大臣によっても存続しえない。いわばそれはたえず頭をとりかえる身体(corps)である。つまり頭にまかせていると，身体を最も危険な移り気にゆだねることになる。その確固不抜たることは国民の諸団体（corps）の現実の力の均衡のうちに存する筈であるし，これらの力は物理的なかつ知的な能力のうちに，また首長の浮沈とは関係のない良き秩序のうちに存する筈である。良き秩序——それはいうなれば国民の諸団体の知的能力の結果たるところの——は君主制の本質を形成すべきものであり，利益に関するものと，永続性に関するものとの，2つの側面から，考察されなければならない。そこで，国民の諸団体の間には，知的能力の均衡が，機能の均衡と同様に，なければならない。後者は厳密に各階級のうちに限られるが，前者はすべてに及ぶべきである。[68]」

ここに引用したところは体系的な著述の一部ではなく，断片的な評注であるので，構想の全貌をそこから引き出すことは極めて困難であるが，実定法の遵守を通じて自然法の実現を確固たるもの

注 (65) *ibid.*, p. 8–9.

(66) *ibid.*, Tome V, première partie, p. 33. ケネーはモンテスキューが「専制政治と結びつけられているものは何ら効力をもたない」(Montesquieu, De l'esprit des lois, 1748. Édition Garnier, Paris, 1922, Tome I. p. 124) とのべているのに対して，「何たる観念の寄せ集め。専制政治と結びつけられた法はきわめて恐ろしいものである，専制政治と結びつけられた法は無効である，法とともに専制政治は恐怖をあたえる，専制政治とともに法は無効となるとは，モンテスキュー氏は世界に嘗て存在した，最も古い，最も人間的な，最も広大な，最も繁栄した政府に関する，そのすべての矛盾を掻き集めているのである」として，これを批判している。ケネーはいう。「シナの主権者の専制政治または絶対権力（pouvoir absolu）はわが国の政治論者達によって極めて誇張されているか，あるいはすくなくとも極めて疑わしいとされている。モンテスキュー氏はとくにあえて多くの推測を行っているが，かれはそれを，この政府に反対する独特の詭弁だと思われるほど，うまく利用した。(Despotisme de la Chine, *Éphémérides du Citoyen,* Tome V, première partie, p. 19) ケネーは，自然法に合致した「法」の遵守にもとづく「専制君主制」すなわち絶対王政の擁護の基礎づけの，道具として，「シナの専制政治」を引合いに出してくるのであるが，モンテスキューは，その批判のうえに，法服貴族，すなわち貴族化したブルジョアジーの思想の代弁者として，三権分立にもとづく立憲君主制を主張するのである。

(67) Bref État, op. cit., *Revue d'histoire économique et sociele,* 1913, N° 2, pp. 186–187.

(68) G. Weulersse, *Les Manuscrits Économiques, op. cit.,* p. 27.

とするために，後見的権限（autorité tutélaire）が設定されなければならないということ，そしてそれこそが専制君主制を「適法的」たらしめ，それを「専横的専制君主制」から区別するところのものであることを汲みとることはできるであろう。ケネーはのちの「シナの専制政治」において，つぎのように書いている。「政治団体の自然法および基本法の遵守は，国家の構成を決定的かつ不変的に形成する自然法に従って，実定法によって社会を統治するために，社会によって設定された後見的権限の仲介によって，支持されなければならない。」(69)

ここに自然法というのは，「明らかに人類に最も有利な自然的秩序の一切の物理的事象の規則的な経過すなわち物理的法則」および「明らかに人類に最も有利な自然的秩序の一切の道徳的行為の規則すなわち道徳的法則」の総体である。「すべての人間および人間的権力の一切は最高存在（l'Être suprême）によって制定されたこれらの最高法則に従わなければならない。それは恒久不変（immuable）であり，拒否しえざる（irréfragable），かつ可能な限りの最良の法則であり，したがって最も完全な統治の基礎であり，あらゆる実定法の基本的な規則である。蓋し実定法は明らかに人類にとって最も有利な自然的秩序に関する維持法にすぎないからである。」(70) このような自然的秩序およびそこに貫徹する自然法は，さきにのべた認識過程の帰結である。

そこで，後見的権限の介在のもとに，主権者の意志にもとづき，主権者によって執行される実定法は，「統治管理の秩序を定めるために，自然法を規則正しく遵守させるために，国民に導入された慣習や慣行を改革したり維持したりするために，臣民のいろいろの身分に関し，その個別的権利を規定するために，意見や便益にとかくおこり勝ちな疑わしい場合に，実定的秩序を明確にするために，配分的正義の決定を基礎づけるために，主権によって制定された公正的規則である」(71)とされる。主権者はそれによって，実定的秩序を維持し発展させるのであるが，それは「明らかに人類に最も有利な秩序」すなわち自然的秩序に準拠することによって，その正当性が主張されるところのものであるということになるのである。

そして，このような論拠にもとづいて，「適法的専制君主制」のよって立つ経済的基礎は「農業王国」であるとされる。農業生産への支出のみが「生産的支出」であるとされ，そこに生産された「純収益」（produit net）の流通に媒介されて，国家および国王の収入を確保し，王権の基礎を確固たるものたらしめ，全経済の順調な再生産の進行を維持する，それが「自然的秩序」に準拠するところであるという認識に立つが故にほかならない。「君主制論」の評注においてケネーはつぎのように指摘している。「農業国民は，かれらが耕す土地から年々再生産するところの生産物と，かれ

注（69） F. Quesnay, Despotisme de la Chine, op. cit., *Éphémérides du Citoyen,* Tome VI, première partie, p. 9.

（70） dito, Obrervation sur le Droit naturel des hommes réunis en sociétè. *Journal de l'Agriculture, du Commerce et des Finances,* Septembre 1765, pp. 31-32. 傍点は原文イタリック。傍点の箇所はほぼ同じ文章で「シナの専制政治」にも掲げられている。（*Éphémeriues du Citoyen,* Tome VI, première partie, p. 7.）

（71） dito, Observation sur le Droit naturel. *op. cit.,* p. 32. 傍点は原文イタリック。この箇所も「シナの専制政治」にほぼ同じ形であらわれる。（*Éphémérides du Citoyen, op. cit.,* pp. 9-10.）

らが他国民と行う平和な通商の結果として十分に供給されている農業国民は，活力と良い秩序によってのみその安全保障を確立する。……各国民は多数の個人，家族，また種々の職業に配分された市民の諸階層から成り立っており，これらは，それぞれ自分の責任で，全体の保護のために設けられているものと同じ保障を享受する権利をもっている。ここから公共的監視の，経済的統治の不動の規則の，および国内の安全保障をつくり出し維持する絶対的権力の，必要が生ずる。そしてこの構成がより完全かより不完全かに，秩序，風習，才能，科学が，活動的か怠惰か，礼儀正しいか粗野か，愛国的情熱か無関心か，富および価値か価値の低下か，国民が強いか弱いかが，かかっている。」(72) そこに自然法にもとづく統治が規準として示される。そしてそれが「農業王国」としてあらわれるかぎり，土地所有は王国統治の自然的秩序において，理性の光により，明証を以て認識される自然権 (droit naturel) の最も基本的なものの一つを構成するものとされる。すなわち，そこに土地耕作から生み出される「純収益」の生産は，「適法的専制君主制」の物質的基礎であり，そして「純収益」が土地所有 (propriété foncière) の収入として実現し，しかもそれが「純収益」実現の唯一の形態として措定されるということによって，「土地所有」は「農業王国」と規定された「適法的専制君主制」の階級的基礎とされることとなる。かくて，権力が唯一かつ集中的に存在する君主のもとに，「ブルジョア化」した，あるいは土地所有者たる貴族身分，また聖職録に依拠する聖職者が後見的権限をもつところの，「適法的専制君主制」の機構が構想され，「生産者階級」によって生産された「純収益」は主権者，聖職者，土地所有者の「三つの所有者」に分割される。「農業王国」たることを経済的基礎とする「適法的専制君主制」は「土地所有王国」であり，その限りにおいて，ここでは土地問題は改めて課題とされることはない。そして，「農業国民」がその耕作する土地から年々再生産する生産物の多寡が，したがって「純収益」の多寡が「所有階級」の収入を形成し，したがってそれが国家収入の多寡を規定することとなる。

「経済表」はこのような認識のもとに，構想されたところであった。それは「シュリー氏王国経済の抜粋」にみられるような，「危機」に瀕したフランス経済社会の現状に対する熾烈な批判，旧体制に寄生する大土地所有，貴族化した特権商人あるいは前期的資本と結びついた貴族，上級聖職者，これらの間における権力の分割・拮抗に対する批判，また厖大な官僚組織と，商業戦争遂行のための巨大な軍事機構に支えられての，前期的資本の活動に対する批判のうえに，うち立てられたところであった。そして，それこそが，「自然的秩序」を実現し，維持し，発展させるための，経済的統治 (gouvernement économique) にほかならなかったのである。

ところで，ケネーが「経済表」にその「純収益」を実現するものとして設定した「所有階級」は，かれが批判して止まなかった前期的資本のもとでの歪められた農民層分解をふまえて展開された寄生地主的土地所有に対する批判のうえに設定されたところであり，それはもはや「地代」を収取し，

注 (72) Ronald, L. Meek, *The Economics of Physiocracy*, pp. 66-67.

体制に寄生するところの，単なる寄生地主的土地所有ではない。それは「土地前払」(avance foncière) を投下し，農業生産の発展に積極的に寄与する意欲をもつ土地所有であり，このかぎりにおいて，土地所有は“ブルジョア化”した土地所有，いうなれば「開明地主」(propriétaire éclairé) のもとにおける土地所有である。ただ，それにしても，地代が剰余価値（=「純収益」）の唯一の通例的形態としてあらわれるという関係をその本質とすることには，かわりはない。

もしそうだとすれば，「経済表」が「純収益」はすべて「土地所有階級」の収入として実現される，すなわち剰余価値は地代をその唯一の通例的形態として受けるという関係を「適法的専制君主制」存続の必然的根拠とすることによって，それは「経済表」（=「自然的秩序」）そのものを，――ケネーが「自然的秩序」に設定した本来の意図にもかかわらず――単純再生産の領域にとじ込めてしまうことになるといわざるをえない。ここでは，剰余価値は収入の支出として流通に投げこまれるにすぎない。「前払」の追加投資のための剰余生産物は「生産的支出階級」の手元にはもはや存在しないからである。もっとも「経済表」においても，「生産的支出階級」の中核をなす「富裕なフェルミエ」における利潤の形成を否定するものではない。しかし，一般的にいえば，この「利潤部分はフェルミエ」の生活費として把握され，そのなかに解消し，そして，事実上，「経済表」の表面にはあらわれることはないのである。したがってそこに，資本に転化さるべき剰余が存在すると考えることはできない。もしそこに「前払」への追加投資が考えられるとすれば，たとえば「富裕なフェルミエにおいて，その生活費を超える剰余部分が，地代関係の背後に生ずる「胎芽的利潤」としてフェルミエの手に形成される，そのような場合を想定せざるをえない。それは，地代の固定化によって，あるいは生産力の格差的増進によって，すなわち地代率の相対的低下によって，特殊経営においては日常化することもあるであろう。しかしいずれにしても，拡大再生産は「経済表」の秩序においては，偶然的関係としてしかあらわれないといわざるをえない。

一方で，「生産的支出階級」の担い手としてフェルミエを設定し，それに一般的に資本家的性格をあたえるとすれば，そこでは，封建的土地所有の排除，ならびに前期的資本のもとでの屈曲した農民層分解からの脱却が，考慮されなければならないし，また典型的には土地所有の資本への従属といった所有形態の変化のもとで，それはとらえられなければならない。かくてこのような条件とからみあって，胎芽的利潤の形成・蓄積を端緒とする資本家的農業経営の成立，したがって利潤範疇の成立は，地代をして，剰余価値の唯一の・通例的形態から，剰余価値のうちの「平均利潤」――その形成はケネーのいう「不生産的支出階級」においても資本家的生産がおこなわれるものであることを前提とするものであること，改めていうまでもない――を超過する部分たらしめ，地代と利潤の地位の逆転をもたらすことになる。すでにケネーは「経済表」においてはフェルミエの資本家的性格を前提とするものであった。しかしこのような，地代と利潤の地位の逆転は，土地所有と資本との地位の逆転であり，そこにおける範疇としてのブルジョアジーの形成――それはもちろん，

旧型の前期的ブルジョアジーではなく，またケネーが意識するところの，「開明地主」に対応し，それと併存する，初期ブルジョアジーでもなく——は「土地所有王国」としてあらわれる「適法的専制君主制」の階級的基礎を喪失させることになるだろうし，したがって統治形態を変えてしまうことにもなるであろう。そこでは国家収入は「純収益」の分割分たることにかわりはないが，それはもはや単に土地所有者収入の分割分たるに止まるものではない。

かくして，ケネーがその形而上学にもとづいて認識した自然法に準拠するものとして，それを現実批判の準則として構想された「経済表」は，拡大再生産の要因をその必然的関係において——偶然的関係においては，あるいは躓蹐した関係においてはともかくとして——含み得るものではなかったし，したがってその自然的秩序自体が本来志向するところであったと思われる拡大再生産の追求は，その枠組みを越えることとならざるをえない，換言すれば，ケネーの構想における「適法的専制君主制」にみられる枠組みと基柢が内包する矛盾を看過しえないといわざるをえない。

（名誉教授）